平成２４年（フ）第６２１号
熊本市中央区坪井６丁目31番10―502号　クレセール坪井
債務者　岡本　和子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目11番24号　スカイコーポ102号、前住所鹿児島県鹿屋市打馬２丁目４番50号　伊地知ハイツ105号
債務者　瀬貫　千影（旧姓柳箱）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
富山市新金代２丁目81、住民票上の住所富山市秋吉新町28番36号
債務者　太田　時子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８９３号
大阪府摂津市鳥飼西１丁目４番17号
債務者　齊部　秀和
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１６号
大阪市住吉区苅田６丁目16番４号サンライズコーポ102号
債務者　津澤　雅美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８９号
大阪府豊中市大黒町３丁目６番10号
債務者　五嶋電業社こと　五嶋　正剛
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７７号
大阪市西成区玉出西２―12―10―101、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目６番24―409号
債務者　飯原　清一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８６０号
大阪府大東市朋来１丁目30番704号
債務者　庄林サワ子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７１号
大阪府守口市菊水通２丁目８番４―207号
債務者　紺地　啓介
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１６号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目13番17―506号
債務者　川中　吉秀
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２０号
大阪府枚方市香里ケ丘５丁目６番地　５―305、事業所所在地大阪府守口市南寺方東通６丁目３―６
債務者　榊原　敏行
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３２号
大阪府茨木市新郡山１丁目３番102号
債務者　池田　和義
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４２号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目24番３―417号
債務者　木村　雅子（旧姓西海）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７６号
大阪市西淀川区花川２丁目７番19号
債務者　大隅　鈴子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６１号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目８番７号　ボナンサ東野605号
債務者　難波　陽子（旧姓氏原）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６８号
大阪府摂津市三島２丁目５番２―212号
債務者　市川　良子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目28番38号　ＭＩＹＯ87―503号
債務者　野村　美樹
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部